岩手県立釜石祥雲支援学校等新校舎移転業務仕様書

本仕様書は、岩手県(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)間における、岩手県立 釜石祥雲支援学校等新校舎(以下「新校舎」という。)の完成に伴い、現在の岩手県立釜石祥雲支援学 校等校舎(以下「現校舎」という。)から新校舎への移転作業に係る業務の大要を示すものである。

第1 業務名称

岩手県立釜石祥雲支援学校等新校舎移転業務

第2 作業場所

(1) 搬出場所

現校舎 ・本校舎(釜石市定内町4丁目9番5号)

- ・高等部校舎(釜石市甲子町第10地割614-1・釜石高等学校内)
- (2) 搬入場所

新校舎(釜石市平田町3丁目1700)

- 第3 作業計画及び作業時間
- (1) 作業計画は概ね

ア 事前準備 : 契約締結日~

イ 職員に対する作業要領の事前説明 : 令和4年6月下旬から7月上旬

ウ 本移転 : 令和4年8月7日(日)から令和4年8月11日(木・祝)(5日間)

エ 事後作業(後片付け) : 移転後~令和4年8月31日

として行うものとする。

- (2) 乙は、契約締結後速やかに甲と協議のうえ、7日以内に具体的な移転作業計画書を作成し、甲に提出すること。
- (3)作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの間に行うものとし、時間延長する場合は甲の承認を得るものとする。
- (4) 作業計画等は変更することもあるため、詳細については甲と乙が別途協議のうえ決定する。

第4 移転対象物件

主な移転物品は、別添「移転物品一覧」のとおり。

- ※ 移転物品一覧は、入札説明書 3(1)アに示す一般競争入札参加申請書の提出をする旨の申し 出のあった者に配付するものとする。
- ※ 移転物品一覧は、① (現校舎) 本校舎から新校舎へ ② (現校舎) 高等部校舎から新校舎へ ③ (現校舎) 高等部校舎から本校舎へ に分類していること。
- ※ 移転物品一覧の「注」に示すものを実施すること。
 - A:耐震対応(新校舎に搬入の際、甲と協議し確認のうえ備品等の耐震措置を施すこと。)
 - B:ピアノ調律(新校舎に搬入後、ピアノ調律をすること。)
 - C:校歌額の取り外し(現校舎プレイルーム)及び取り付け(新校舎体育館)を行うこと。
 - D:耐火金庫等(精密で重量のある備品なので、その取扱いは注意すること。)

第5 業務の内容

(1) 総括責任者の配置

本業務の円滑な推進を図るため、乙は契約締結後速やかに甲が先に示した条件の移転作業業務の経験を有する者を総括責任者として定め、書面をもって甲の承認を得るものとする。

(2) 移転準備作業

ア 移転準備要領の作成及び事前説明

移転物品の移送方法(梱包要領及び梱包資材等の取扱い方)について、甲と協議のうえ作業要領を作成し、関係職員に説明等を行うものとする。

イ 配置図の確認

新校舎各室の配置図に基づき、移転物品の配置が円滑に行えるよう関係職員と共同で確認する ものとする。

ウ 移転用梱包資材の配付

移転準備作業に必要な梱包資材(ダンボール、ラベル等)は、甲の承諾を得て、指示する場所 へ事前に必要数を配付すること。

(3) 新校舎の養生作業

ア 作業計画書の作成

建物に損傷を与えないよう養生作業計画書を作成し、甲の承諾を得て、養生作業を行うものとする。

イ 確認

養生作業終了後、甲の確認を得るものとし、補正の必要性等が生じた場合、速やかに当該補正 を行い、再度の確認を得るものとする。

ウ 撤去

養生の撤去は、本移転最終日までに終了するものとする。

(4) 荷造り作業

移転物品の箱詰め作業、梱包・解梱作業及び棚入れ作業等については、原則として甲が行うものとするが、重量物、危険物及び精密機器等の物品については、乙が行うものとする。

(5) 搬送作業

ア 作業内容

- (ア) 移転物品については、現校舎各室からの搬出、搬出車両への積み込み及び新校舎への搬送、 搬送車両からの荷下ろし及び新校舎の指定場所へ搬入を行うものとする。
- (イ) 移転作業計画に従い移転物品を指定する場所に安全かつ円滑に搬送するものとし、搬送途中 における移転物品の損傷又は性能等を損なうことのないよう配慮するものとする。

イ 作業責任者の配置

作業中は、作業責任者を適宜配置し、統制ある移転作業を行うものとする。

ウ 搬出・搬入物品の確認

移転物品の搬出・搬入については、作業計画書及び配置図により行うものとするが、各室内の 搬出・搬入に当たっては甲が立ち会うものとする。

工 安全対策

搬送作業において、移転物品及び施設が損傷する恐れがあるとき、又は、作業中、危険を伴う 箇所については、必要な安全措置を講ずることとする。

才 防水対策

雨天の場合の搬送作業にあたっては、防水対策を講ずることとする。

力 交通事故防止対策

天候及び路面状況等を適切に把握し、余裕を持った運転を心がけ、交通安全に努めること。

(6)後片付け作業

ア 梱包資材の回収

移転作業に使用した梱包資材の回収を行い、新校舎内に残置しないものとする。

イ 養生資材の撤去

搬送作業終了後、速やかに養生の撤去を行うものとする。

(7) 報告義務

ア 作業開始報告

作業開始に当たっては、作業前日までに当日の作業計画を提出し、甲の了承を得て作業を開始するものとする。

イ 作業終了報告

当日の作業結果を甲に報告し、確認を受けるものとする。

第6 厳守事項

(1) 責任者及び作業員等

- ア 移転作業に従事する作業従事者の名簿を書面をもって事前に提出すること。
- イ 搬送作業中における移転物品の監視及び作業員の監督・指導を徹底すること。
- ウ 作業員は、全て満18歳以上の身元確認な者を充てて来客者及び職員等に迷惑を及ぼさないよう 機敏に行動すること。
- エ 作業中は一定の被服又は名札・腕章等を着用し、当該作業員がこの作業の従事者であることを 明確にすること。
- (2) 移転物品及び施設設備等

解梱を必要としない移転物品の解梱は、厳に慎むものとし、又は勝手に抜見しないこと。

(3) 資材の費用負担等

ア 新校舎の養生に要する資材等は乙の負担とする。

イ 移転物品の梱包に必要な消耗品等は、乙の負担とする。

(4) その他

ア 作業員に対し、作業内容を周知させるとともに、安全かつ円滑に作業ができるよう事前教育を 徹底させること。

イ 業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならないこと。

第7 事故の防止及び補償

移転作業の実施にあっては、関係法令等を厳守し、事故の防止に万全の注意を払い、万一、事故及び移転物品の破損・遺失等が生じた場合は速やかに報告するとともに、損害の補償等については全て 乙の責任において処理するものとする。

第8 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。